

岡山県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金
岡山審査委員会事務局

コンピュータチェックに関する公開事例の
拡大及び更新について

平素は、支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、支払基金におきましては、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、支払基金ホームページにおいてコンピュータチェックを公開(以下「公開事例」という。)しているところです。

今般、下記のとおり、公開事例を拡大及び更新しましたので、お知らせいたします。

また、全ての公開事例につきまして、関係者の利活用を促進するため、コンピュータに取り込めるファイル(以下「公開ファイル」という。)によりチェック条件を公開しています。

なお、コンピュータチェックに係る診療内容の適否については、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学的判断により審査決定することは従前どおりです。

記

1 公開事例の拡大及び更新内容

コンピュータチェックに関する公開事例については、関係団体の了承が既に得られている「診療報酬の算定方法など、公に周知されているルールに基づく事例」、「事務的な入力誤りを防止する事例」及び「医薬品添付文書(用法・用量)の投与量に基づく事例」等を公開しております。

今般、「医薬品添付文書(効能・効果)の適応に基づく事例」等の医学的見地に関する事例について、関係団体の了承が得られたことからコンピュータチェックに関する公開事例を拡大することといたします。

また、令和7年3月更新以降に告示・通知等が変更されたことに伴う事例の追加及び事例内容の変更等を更新しております。

2 更新日

令和7年10月31日（金）

3 閲覧方法

コンピュータチェックに関する公開の内容については、支払基金ホームページ^{*}から以下の手順により閲覧可能となっております。

また、公開ファイル及びファイル仕様書は、掲載ページからダウンロード可能としております。

※ 支払基金ホームページURL：<https://www.ssk.or.jp/>

- ① トップページ → 診療報酬の審査 → コンピュータチェックに関する公開
- ② トップページ → 医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方／保険者・自治体の方／ベンダーの方 → コンピュータチェックに関する公開

4 保険医療機関への送付内容

電子媒体又は紙媒体によりレセプト請求している保険医療機関及び事務代行者を利用している保険医療機関においては、令和7年11月処理分（令和7年12月送付）の返戻発送に併せて、別添を送付することとしております。

5 その他

公開事例につきましては、新規事例の追加及び見直し等を行い更新することとしております。

【本件に関するお問合せ先】

社会保険診療報酬支払基金

岡山審査委員会事務局

業務課 三宅 邦子

TEL 086-289-8584

説明要旨

※「コンピュータチェック」のことを「CC」と記載しています。

〈スライド1〉

- CC公開について、平成 29 年 7 月 4 日の支払基金業務効率化・高度化計画において、「コンピュータチェックルールの公開基準を策定し、順次公開を進める」と示されました。

その後、令和 2 年 3 月 31 日の審査事務集約化計画工程表において、「全てのコンピュータチェック事例の公開に向け、保険者や保険医療機関等の関係者の合意を得ながら公開を進めていく」としております。

〈スライド2〉

- CCに関する公開基準において、CC公開に関する基本的考え方として、「コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではない。」との考えを示しております。

〈スライド3〉

- 令和 4 年 3 月に開催した、全国審査委員長会議においても「原則、全てのCCを公開することが了承」され令和 7 年 3 月時点でのCC公開割合はチェック全体の 67%となり、残りの約 33%について、関係者の了解を得た上で、段階的に公開を拡大することとしました。

〈スライド4〉

- CCに対する考え方についてですが、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学(薬学)的判断により決定されていることに変更はございません。

〈スライド5〉

- CC公開の拡大については、スライド6以降、更新についてはスライド9以降に掲載しております。

【令和7年10月に拡大したCC事例】

〈スライド6〉

- 拡大した公開事例となります。

〈スライド7〉

- これまで未公開の観点のうち、①医薬品の適応（添付文書） ②医薬品の禁忌（添付文書） ③診療行為の適応（参考図書） ④医学的見地に基づく事例の4観点について、CC公開の拡大を実施します。
- ⑤医薬品の投与日数（添付文書） ⑥医薬品の投与量（添付文書）については、適応別に投与日数及び投与量が異なる医薬品に関するCCを既に公開していますが、適応別に投与日数及び投与量が異なる医薬品についても公開範囲の拡大を実施します。

〈スライド8〉

- 基金のチェック観点別一覧表との対応表になります。
赤字部分が、今回CC公開の拡大する箇所となります。
ーについては、今後段階的に公開する予定です。

【令和7年10月に更新したCC事例】

〈スライド9〉

- 次に更新した事例になります。

〈スライド10〉

- CCに関する公開の更新内容については、
①令和6年度診療報酬改定に伴い、コンピュータチェックを設定した事例（追加）

- ②令和 6 年度診療報酬改定以外（①以外）で、コンピュータチェックを設定した事例（追加）
- ③審査委員の要望等により、コンピュータチェックを修正した事例（変更）
となります。

〈スライド 1 1〉

- 今回公開した事例数については、表のとおりとなります。
前回公開した令和 7 年 3 月時点の総事例数は、262, 191 事例であるため、今回公開した総事例数の 350, 959 事例と比較すると 88, 768 事例の増加になります。

〈スライド 1 2〉

- 公開事例の拡大日及び更新日は、令和 7 年 10 月 31 日に基金ホームページにより公開しております。
- なお、公開している全ての事例について、CC の設定内容をコンピュータに取り込めるファイルで公開しています。

〈最後に〉

- 支払基金のコンピュータチェックは、膨大なレセプトから対象レセプトを抽出し、審査及び審査事務を支援するものです。冒頭にも申しあげましたが、コンピュータチェック対象事例の診療内容の適否については、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学（薬学）的判断により審査決定されることは従前どおりであることを申し添えます。

コンピュータチェックに関する公開

～R7.10末に拡大及び更新する内容の説明～

【凡例】 CC : 「コンピュータチェック」のこと



はじめに

支払基金業務効率化・高度化計画（平成29年7月4日 厚生労働省/社会保険診療報酬支払基金）

（4）コンピュータチェックルールの公開

- 支払基金において、コンピュータチェックルールの公開基準を策定し、順次公開を進める。【2017年度（平成29年度）中に基準を策定】

（注）ルール公開の一連の取組は、適正な請求レセプトの増加につなげる趣旨を踏まえ、保険者や医療機関等への事前の説明とともに、公開後の審査結果への影響を定期的に検証するなど、適切な手続きの下で実施する。

審査事務集約化計画工程表（令和2年3月31日 社会保険診療報酬支払基金）

（ウ）統一的なコンピュータチェックルールの設定

- コンピュータチェックがなく、保険者からの再審査や職員の疑義で査定となった医薬品や診療行為等について、過去の審査データの分析から査定につながる可能性が高い条件を見出し、統一的・客観的なコンピュータチェックルールを拡充する。
- コンピュータチェックルールの公開については、全てのコンピュータチェック事例の公開に向け、公開基準において慎重に検討することとしている傷病名と医薬品及び診療行為の適応や医薬品の用法・用量等の医学的判断を要する事例について、試行的に公開した上で課題を整理し、保険者や保険医療機関等の関係者の合意を得ながら公開を進めていく。

- また、関係者による利活用を図るため、医療機関のレセプトコンピュータに取り込みやすい公開形式への変更を検討する。

○ コンピュータチェック公開に関する基本的考え方

支払基金では、審査業務の効率化と質の向上を図るために、診療報酬点数表等に定められた算定ルール等をコンピュータに反映し、保険医療機関（医科・歯科）及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）から請求されたレセプトの診療内容に疑義が生じた項目等についてチェック（コンピュータチェック）を実施している。今般、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関等からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関等あるいは保険者における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、コンピュータチェックを公開する。ただし、**コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではない。**

1 公開の内容（公開事例）

コンピュータチェックを公開する。ただし、次の(1)から(5)までの条件に該当する事例については、保険医療機関等の請求に問題が生じないように慎重に検討する。

- (1) レセプトの摘要欄の記載事項について確認を要するもの
例:診療行為又は調剤行為の必要理由の摘要欄への記載等、コンピュータでチェックできない摘要欄記載事項の確認等
- (2) コンピュータチェック後、更に診療行為等から医学（薬学）的に判断を要するもの
例:診療行為の算定可否に係る前提条件（「同時」、「一連」、「短期間」等）の判断等
- (3) 診療行為又は医薬品の適応に関するもの
例:医薬品の効能・効果に対する適応傷病名の判断等
- (4) 医薬品の用法・用量に関するもの
例:症状等により用法・用量（「適宜増減」、「投与期間」等）の医学（薬学）的な判断等
- (5) その他
例:医薬品に関する禁忌使用、上記(1)から(4)までの組合せ等

2 公開の方法

事前に関係団体へ説明を行い、了解を得た上で、順次支払基金ホームページにて公開する。

3 公開後の検証

公開後は、請求状況や審査結果の影響等について検証する。

4 公開事例の更新

次の(1)から(5)までにより、診療報酬等の取扱いが変更となった場合は、適宜公開事例の変更等を行う。

- (1) 診療報酬改定
- (2) 診療報酬算定告示、留意事項通知等の取扱いに係る厚生労働省保険局医療課からの事務連絡（疑義解釈）
- (3) 審査情報提供事例又は支払基金が公表している「審査の一般的な取扱い」の見直し等
- (4) 医学（薬学）的見解の見直し等
- (5) 公開後の検証結果、各関係団体からの意見等による見直し等

支払基金内部の検討結果及び現時点における公開状況

全国審査委員長会議の結果

- 基金内部の会議（全国審査運営審議会及び全国（副）審査委員長会議）により、**試行的公開の影響調査結果を報告し、原則、全てのコンピュータチェックを公開することが了承されたところである。**（開催日：R4.3.3全国審査委員長会議）



(参考)

コンピュータチェック管理委員会（委員数：14名）

全国審査運営審議会（委員数：15名）

審査委員長（47名）

現時点の公開状況

- コンピュータチェックの公開については、平成30年3月の初回公開から直近の令和7年3月まで**計11回公開**しています。
- 令和2年10月から実施した試行的公開の影響調査結果において、懸念されていた過剰な請求や過小な請求は確認されなかったため、**未公開事例の一部を令和4年10月に拡大（公開）**しています。

- コンピュータチェックの公開割合については、**令和7年3月時点でチェック全体^{※1}の約67%^{※2}**になります。

※1 既に全てのコンピュータチェックを公表している受付・事務点検チェック（記録条件に一致しないもの等）と電子点数表（「1日につき」等の算定ルール）を除く

※2 チェック実施事例数約38万のうち、約26万事例を公開中（令和7年3月31日公開時点）

- **残るコンピュータチェック約33%については、関係者の了解を得た上で、段階的に公開を拡大することとして**います。（令和4年2月頃、関係者へ説明済み）

コンピュータチェックの考え方

- 支払基金が行っているコンピュータチェックは診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではありません。個別の症例ごとに審査委員会の医学（薬学）的判断により決定されております。
- コンピュータチェックは審査（審査委員）の補助機能の一つであり、保険医療機関等から請求されたレセプトに記載されている診療内容等について、チェック後、療養担当規則、診療報酬点数表、関連通知等の国が定めた保険診療ルールに基づき適正に算定されているかなどを、医学的見地から確認する行為です。

参考（支払基金ホームページで公開している内容）

コンピュータチェックに関する公開

支払基金では、業務効率化・高度化に向けた改革の取組として、適正な請求レセプトの増加につなげるため、コンピュータチェック対象事例について、公開基準を策定の上、順次公開を進めることとしています。

今般、当該取組に基づき、公開基準を策定するとともに、公開事例を取りまとめました。

なお、コンピュータチェック対象事例の診療内容の適否については、審査委員会の医学的判断により決定されます。

コンピュータチェック公開に関する基本的考え方

支払基金では、審査業務の効率化と質の向上を図るために、診療報酬点数表等に定められた算定ルール等をコンピュータに反映し、保険医療機関（医科・歯科）及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）から請求されたレセプトの診療内容に疑義が生じた項目等についてチェック（コンピュータチェック）を実施している。

今般、審査の透明性の更なる向上に努めること、また、保険医療機関等からの適正なレセプトの提出や、保険医療機関等あるいは保険者における事務処理及び支払基金における審査業務の効率化につなげることを目的として、コンピュータチェックを公開する。ただし、コンピュータチェックは、診療内容の適否について、画一的あるいは一律的に適用するものではない。

請求レセプトに占めるコンピュータチェックの割合

- コンピュータチェックの貼付割合については、請求レセプト全体※1 5,919万件のうち、段階的に公開したいと考えてるコンピュータチェックで105万件※2貼付されており、**レセプト全体の1.8%**を占めている。

※1 令和7年5月審査分（医科歯科の計）

※2 レセプトへの患者記録誤りなどの単純誤りのチェックを含めると、レセプト全体の2.4%（144万件）である。

注1) 件数については毎月変動する

注2) 突合調剤レセプトは、医科歯科の件数として計上

説明内容

【令和7年10月に**拡大**するCC事例】

- 「医薬品添付文書に基づく事例（適応等）」及び「医学的見地に基づく事例」等について、関係団体の了承が得られた事例を拡大します。

【令和7年10月に**更新**するCC事例】

- 既に公開しているチェック観点のうち、前回更新以降に告示・通知等が変更されたことに伴う事例の追加及び事例内容の変更を更新します。

令和7年10月に拡大するCC事例

公開事例の拡大内容

拡大事例（令和7年10月）

- 今回、未公開の観点のうち**4観点の拡大**を実施しました。（下表①～④）
- また、既に公開している**2観点の公開範囲の拡大**を実施しました。（下表⑤、⑥）

拡大事例	■チェック内容	■チェック根拠
① 医薬品の適応（添付文書）	▶ 医薬品添付文書に記載された適応となる傷病名が記載されていない場合にチェックを実施。 医薬品添付文書に効能・効果（傷病名）が記載されています。
② 医薬品の禁忌（添付文書）	▶ 医薬品添付文書に記載された医薬品の組合せ等が算定された場合にチェックを実施。 医薬品添付文書に禁忌（併用投与等）が記載されています。
③ 診療行為の適応（参考図書）	▶ 対象診療行為の適応となる傷病名が記載されていない場合にチェックを実施。 支払基金のコンピュータチェック上、適応と判断している傷病名がありません。
④ 医学的見地に基づく事例	▶ 医学的見地に基づくチェックを実施。 医学的判断により、適当とは認められない場合があります。
⑤ 医薬品の投与日数（添付文書） ※適応別に異なる投与日数の上限値に基づくCC	▶ 医薬品添付文書に記載された投与日数を超えて算定された場合にチェックを実施。 医薬品添付文書に用法・用量（投与日数）が記載されています。
⑥ 医薬品の投与量（添付文書） ※適応別に異なる投与量の上限値に基づくCC	▶ 医薬品添付文書に記載された最大投与量を超えて算定された場合にチェックを実施。 医薬品添付文書に用法・用量（最大投与量）が記載されています。

基金のチェック観点別一覧表との対応表

※ 赤字部分が公開拡大の対象観点

※ 青字部分が公開更新の対象観点

No	チェック種別	チェック観点 ※全16観点	チェック根拠	令和7年3月 (公開更新)	令和7年10月 (公開拡大・更新)	備考
				○：公開済 △：一部公開 —：未公開	○：公開済 —：未公開	
1	チェックマスタ (医薬品チェック)	適応	添付文書	—	○	
2		投与日数		△	○	△：適応別に異なる日数公開済
3		投与量		△	○	△：適応別に異なる投与量について公開済
4		禁忌		—	○	
5		統一的なCC（統計的手法）	統計的手法	—	—	
6	チェックマスタ (診療行為チェック)	適応	参考図書	—	○	
7	本部点検条件	算定ルール	告示・通知・療養担当規則	○	○	
8		算定ルール（医学的判断伴う）	告示・通知 （医学的判断伴う）	○	○	
9		医学的見地	医学的見地	—	○	
10		記載要領	選択式記載コード	○	○	
11		統一取決め（審査情報提供事例）	審査情報提供検討委員会	○	○	
12		統一取決め（審査の一般的な取扱い事例）	審査の一般的な取扱いに関する検討委員会	○	○	
13		WGの見解（専門分野別）	専門分野別専門医グループ（WG）	—	—	
14		統一的なCC（統計的手法）	統計的手法	—	—	
15		その他（体系や根拠の整理・醸成が必要な補助的チェック）		—	—	
16		共通（チェックマスタ・本部点検条件）	外れ値	統計的手法	○	○

令和7年10月に更新するCC事例

更新事例

既に公開の了承を得ているチェック観点（スライド8）に関する事例について追加・変更しました。

追加・変更した更新事例については、以下のとおりです。

- ①令和6年度診療報酬改定に伴い、コンピュータチェックを設定した事例（追加）
- ②令和6年度診療報酬改定以外（①以外）で、コンピュータチェックを設定した事例（追加）
- ③審査委員の要望等により、コンピュータチェックを修正した事例（変更）

CC事例数及び公開事例数

チェック種別	チェックの考え方	前回 令和7年3月			今回 令和7年10月			公開時期
		CC実施事例数	CC公開事例数	公開率	CC実施事例数	CC公開事例数	公開率	
チェックマスタ	医薬品添付文書等をもとにチェック (傷病名と医薬品の適応等)	45,527	16,221	35.6%	45,111	44,635	98.9%	平成30年 3月【一部公開】 平成31年 1月【更新】 令和元年 11月【更新】 令和2年 10月【更新】
本部点検条件	告示・通知、疑義解釈資料等をもとにチェック (電子点数表以外)	346,460	245,970	71.0%	338,345	306,324	90.5%	・試行的公開】 令和3年 3月【更新】 令和3年 9月【更新】 令和4年 10月【拡大・更新】 令和5年 4月【更新】 令和5年 10月【更新】 令和6年 10月【更新】 令和7年 3月【更新】 令和7年 10月【拡大・更新】
合計		391,987	262,191	66.9%	383,456	350,959	91.5%	

【公開事例の拡大日及び更新日】

- 令和7年10月31日（金）に、支払基金ホームページにより公開しております。

【公開ファイル】

- 今回公開した全ての公開事例について、コンピュータに取り込めるファイルで公開しております。